

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	4	提案日	第 1 回 協議会	確認日	第 2 回 協議会
			平成16年9月7日		平成16年9月24日
協議項目	新市の事務所の位置			関係項目	
調整方針 (案)	・新市の事務所は、当分の間、現有の施設を利用することとし、位置は現在の伊那市役所の位置（伊那市大字伊那部3050番地）とする。 ・高遠町役場庁舎を「高遠庁舎」、長谷村役場庁舎を「長谷庁舎」と呼称する。 ・将来の新市の事務所の位置については、交通事情、他の官公署との関係など住民の利便性や地域内分権の進展等を考慮し、検討する。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					
＜事務所の位置に関する法令＞（地方自治法）					
【事務所の設置又は変更】					
第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。					
② 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な配慮を払わなければならない。					
③ 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。					
【支庁・地方事務所等の設置及び区】					
第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。					
② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。					
③ 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。					